

畜 号 外
令和3年11月13日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認(今シーズン国内
2例目)に伴う監視体制の強化について

このことについて、農林水産省から別添のとおり、通知がありましたので、お知らせし
ます。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御
配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されておしま
す。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当(佐藤) TEL019-629-5729】

(写)

3 消 安 4 3 3 0 号
令和3年 11 月 13 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認（今シーズン国内2例目）に伴う監視体制強化の徹底について

昨日、鹿児島県出水市の鶏飼養農場において飼養鶏がまとまって死亡している旨、鹿児島県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型であることが確認されました。このことから、防疫指針に基づき、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内2例目）と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う監視体制の再徹底について」（令和3年11月11日付け3消安第4306号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、その徹底をお願いしているところです。今般の事例を踏まえ、改めて、家きん飼養者に対して、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いいたします。

鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日（11月13日（土曜日））、鹿児島県出水市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：鹿児島県出水市

飼養状況：採卵鶏（約3.9万羽）

2. 経緯

(1) 昨日（11月12日（金曜日））、鹿児島県は、同県出水市の農場から、異状（まとまって死亡）がみられるとの通報を受け、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

(3) 本日（11月13日（土曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 政務を鹿児島県に派遣する等により、鹿児島県と緊密な連携を図る。
- 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 鹿児島県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」を派遣。
- 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹

底を指導。

10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994